

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	条例の目的	素案は、ケアラー支援に関する市や関係機関の役割を詳細に規定していますが、根本にあるべき「ケアラー及び当事者の主体性」という視点が十分に反映されていないと考えます。 「当事者参加と選択肢確保」の明記「ケアラー本人及び当事者が、施策形成とその選択に能動的に関与できる環境を保障する」という趣旨の一文を目的に追記すること。	B	本条例に定める多様な主体の責務や役割の中で、ケアラーの意向を踏まえることとしています。	第1条(目的)
2	条例の目的	(目的)第1条 「ケアラー支援に関する施策を地域の多様な主体が連携して総合的に推進し…」 ⇒「総合的にかつ計画的に…」計画的と言う文言が他の自治体では入っているが、浦安市に入っていないのは、なぜか？	B	ケアラー支援は、基本的な方針を定めるなど計画的に進めていく考えです。本条例は、ケアラー支援のための体制の整備、関係機関等の連携、具体的な支援の提供から広報及び啓発に至るまでを総合的に推進する点を特に強調するため「総合的に」と示したところです。	第1条(目的)
3	条例の目的	第1条:「総合的に推進」に部分は「総合的かつ計画的に推進」の方がより適切な表現になると思います。	B	2に記載したとおりです。	第1条(目的)
4	用語の定義 (ケアラー)	第2条第1号(ケアラーの定義)について 現行素案では「介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう」と規定されていますが、次のとおり改めることを要望いたします。 【修正案】 「介護、看護、無償で日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている者をいう」 【理由】 ・「看護」の語を追加することで、医療的ケアを含めることができること ・「無償で」という文言を追加することで、業務として対価を得ている従業員等ではなく、無償の支え手に焦点があたること	B	「看護」は、「日常生活上の世話その他の必要なケア」に含まれています。 また、例えばケアを必要とする親族に対して、小遣い等を得て、介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行う子ども等にあっても、場合によっては支援すべきケアラーとなると考えています。	第2条(定義) (1)ケアラー
5	用語の定義 (ケアラー)	(定義)第2条(1) 「介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている…」 ⇒「看護」がないのはなぜか？	B	4に記載したとおりです。	第2条(定義) (1)ケアラー
6	用語の定義 (ケアラー)	ケアラー:「無償」であることが必要ではないでしょうか？ ケアラー:実態に合わせるために「看護」も加えた方が良いのではないのでしょうか？	B	4に記載したとおりです。	第2条(定義) (1)ケアラー
7	用語の定義 (ケアラー)	第2条第1号(ケアラーの定義)について 現行素案では「介護、日常生活上の世話その他の必要なケアを行っている、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう」と規定されていますが、次のとおり改めることを要望いたします。 住所要件等を削除することで、遠距離介護や市外から通って介護する人など、広くケアラーが支援対象に含まれることが明確となり、実態に即した定義となること	B	本条例は、市内に住所若しくは居所を有するケアラーを対象としています。 なお、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者にあつては、市内外を問わず対象としています。	第2条(定義) (1)ケアラー
8	用語の定義 (ケアラー)	(定義)第2条(1) 「市内に住所若しくは場所を有する者…」 ⇒全て市内が前提？市内に住む家族の介護を、市外から通っている人がいたり、市外に住む家族の介護を市内から通っている人もいるが、そこがみえない。	B	7に記載したとおりです。	第2条(定義) (1)ケアラー
9	用語の定義 (ケアラー)	ケアラー:「民間支援団体」も加えた方が良いのではないのでしょうか？	E	「民間支援団体」は、第2条(4)市民に規定する「団体」に含まれます。	第2条(定義) (1)ケアラー (4)市民

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

10	用語の定義 (若者ケアラー)	(定義)第2条(3) 「ヤングケアラーを経た後も必要なケアを行っている」 ⇒ヤングケアラーを経た後と限定してしまうのか？18歳以上になってからのケアラーは対象にならないのか？	E	ヤングケアラーを経ずに、40 歳未満でケアラーとなった人についても、第2条(1)に示すケアラーに包含しています。	第2条(定義) (3)若者ケアラー
11	用語の定義 (若者ケアラー)	本素案では若者ケアラーの定義を「ケアラーのうち、ヤングケアラーを経た後も必要なケアを行っている、おおむね40 歳未満の者」としている(第2条(3))。 40歳未満のケアラーのうち、「ヤングケアラーを経てないもの」を若者ケアラーの定義から除いた理由は何かご教示願いたい。 自治体の中には若者ケアラーを「概ね40歳未満のケアラー」と定義づけているところもある中で、浦安市が若者ケアラーの定義を絞り込んだ政策意図を知りたい。	E	ヤングケアラーを経ずに、40 歳未満でケアラーとなった人については、第2条(1)に示すケアラーに包含しています。 第3条(2)に示すように、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質及び次代の社会を担う力を養う重要な発達段階である時期にヤングケアラーの経験をした人については、特に配慮の必要性があることから、「若者ケアラー」として区分しています。	第2条(定義) (3)若者ケアラー
12	用語の定義 (若者ケアラー)	第2条第3項で、若者ケアラーを定義する際に、「ヤングケアラーを経た後も」という文言が入っているが、例えば、22 歳から介護などが始まったケアラーは、若者ケアラーには含まれないのでしょうか。(含まれるべきと思いますが、この文言では、含まれないことになってしまいます。)	E	11 に記載したとおりです。	第2条(定義) (3)若者ケアラー
13	用語の定義 (市民)	(定義)第2条(4) 「学び又は活動する個人または団体をいう」 ⇒団体について定義がない。	E	市内に住所を有する者及び市内において働き、学び又は活動する「個人」が属する市内の「団体」も「市民」に含まれます。	第2条(定義) (4)市民
14	用語の定義 (市民)	市民:なぜ「市内」限定なのでしょう？実態としては、浦安市内に住んでいるケアを必要とする人に対して、勤務などの関係で「市外」に住んでいる近親者等がお世話をする場合の方が多いのではないのでしょうか？	E	7に記載したとおりです。	第2条(定義) (4)市民
15	用語の定義 (学校)	(定義)第2条(6) 「小学校、中学校、高等学校及び大学をいう」 ⇒専門学校は？会社法人の学校も対象と考えているのか？	E	様々な教育機関がある中で、学校教育法第1条に規定する教育機関の内、現に市内にある学校を本条例に明記しました。その他の教育機関については、第2条(7)の関係機関に包含しています。	第2条(定義) (6)学校 (7)関係機関
16	用語の定義 (学校)	学校:学校教育法に規定されていない「幼稚園」なども対象にする必要があるのではないのでしょうか？	E	15 に記載したとおりです。	第2条(定義) (6)学校 (7)関係機関
17	用語の定義 (関係機関)	第2条第7項で、関係機関として「福祉、介護、医療等又は教育に関連する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関」とありますが、「民間市民団体」という言葉もぜひ明記して頂きたいです。那須町の同様の条例では、「支援する者が効果的に活動できるように」と言った文言があり、ケアラーの支援につなげるための環境整備をしていくことをより一層、意識できるようにお願いします。	E	「民間市民団体」は、第2条(4)市民に規定する「団体」に含まれます。	第2条(定義) (4)市民 (7)関係機関
18	基本理念	(基本理念)第3条(2) 「ヤングケアラーに対する支援は…」 ⇒行政側だけの目線になってます。 まずはヤングケアラーの意向を把握することが大事ではないのでしょうか？ 「自己実現を図れるよう配慮」 ⇒とても有難い言葉です。	B	「ヤングケアラーの意向の把握」について、本条例では、「自己実現が図られるよう配慮」と表記しており、「配慮」の前提に、「意向の把握」があるものと考えます。	第3条(基本理念)

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

19	市の責務	(市の責務)第4条2 「ケアラーの意向に…」 ⇒かつ計画的に実施すべきではないか？	B	2に記載したとおりです。	第4条(市の責務)
20	市の責務	第4条:第1条と同じく、「総合的に実施」に部分は「総合的かつ計画的に実施」の方がより適切な表現になると思います。	B	2に記載したとおりです。	第4条(市の責務)
21	市の責務	(市の責務)第4条2 「関係機関と相互に連携」 ⇒どのように連携していくのかが見えない。	E	今後定める、本条例第11条に示した基本的な方針において、具体的な連携体制をお示していきます。	第4条(市の責務)
22	市の責務	第2項の「ケアラーの意向に配慮するとともに」とあるのは、「ケアラーの意向を理解するとともに」として頂きたいです。その理由は、配慮という言葉は、非常にあいまいで、独りよがりの意味合いも出てきますが、きちんとした相互コミュニケーションの中で、市の責務を全うして頂きたいと考えます。 また、そのためも、要望としてはこの前に述べたことと重なりますが、同じく第2項の「市民、保護者、事業者、学校及び関係機関と」の部分につきまして、ケアラーを支援機関に速やかにつなげるためにも、その間を取り持つことを念頭に置きながら常に活動している「民間支援団体」という言葉を追加願いたいです。市のみでは手の届きにくいところを「民間支援団体」の活動によって支えられているところもあると思うので、民間支援団体の重要性について、今一度、見直し頂きたいです。	B	ケアラーの意向への「配慮」に当たっては、ケアラーの意向を十分に「理解」した上で行うこととしています。	第4条(市の責務)
23	市民の役割 【相談体制】	(市民の役割)第5条 「相談するよう努めるもの」 ⇒声をあげられない人は？相談がないと動かないのか？なぜ受け身なのか？ 声をあげる、相談することはハードルがとても高いことを知っているのか？ 相談がないから事案が発生してないと本気で思っているのか？ 声をあげられる、相談できる環境を作ることが大事ではないか？	B	ケアラー中には、自ら支援を求めることが困難な場合も多く、表面化しにくいことから、ケアラーの実情を知る市民の方から市等へ、ケアラーが孤立することのないよう丁寧な繋ぎや相談をお願いするものです。	第5条 (市民の役割)
24	市民の役割 【相談体制】	「市民は(中略)ケアラーが孤立することのないよう配慮するよう努めるとともに」というところで、市民にその努めと努力義務を課すよりも、第4条の「市の責務」にもつながることですが、「相談しやすい環境づくり」といった視点で、広くご対応頂けるように改めて、お願いしたいです。	B	23に記載したとおりです。	第5条 (市民の役割)
25	保護者の役割等 【相談体制】	(保護者の役割等)第6条2 「家庭が抱える困難に応じた支援を求める…」 ⇒家庭のこと、子どものことで支援を求めることは、とても難しいことなんです。 支援を求めるハードルを下げ、もっと手前の段階でどうにかできる体制作りが必要。	B	23に記載したとおりです。	第5条 (市民の役割) 第6条 (保護者の役割等)
26	保護者の役割等	第6条:「養育に『努める』ものとする」だと”努力義務”に解釈されるように思います。『努める』の表現を”義務”であると解釈される表現に変更する方が良いのではないのでしょうか？(なお、他の条項にも『努める』という表現が散見されます。)	E	第6条では、単に「養育」を努力義務とするのではなく、保護者に子育ての第一義的責任があることを認識していただいた上で、「年齢や発達に応じた養育」に「努める」ものとしています。	第6条 (保護者の役割等)
27	事業者の役割	事業者につきましては、「従業員がケアラーであると認められるときは、(中略)必要な支援を行うよう努めるものとする。」とありますが、勤務時の配慮や支援にとどまらず、介護離職をせざるを得なかったケアラーが仕事と介護の両立ができるような環境整備も考えて頂きたいので、「ケアラーの仕事と介護の両立や、介護離職後の再就職などへの支援」もご考慮頂き、その項目を追加頂けたら幸甚です。	B	第7条は、雇用関係を前提に事業主の役割を定めたものです。 ケアと仕事の両立や介護離職後の再就職の困難さについては、ケアラーの就労支援を含め、ケアラー支援の理解が進むよう周知啓発を図っていきます。	第7条 (事業者の役割) 第12条 (広報及び啓発)
28	事業者の役割	第7条:従業員にとってとても大切な「従業員がケアと仕事を両立させることができる」という具体的な文言で表現した方が良いと思います。	B	27に記載したとおりです。	第7条 (事業者の役割)

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

29	学校の役割	素案では学校の負担が大きいように感じます。教員の働き方改革が叫ばれる中、教員もまた保護者やケアラーの1人であり、本末転倒になりかねません。早期発見については教員の力が必要になってくると思いますが、学校側の責任としてはそこまでかと思しますので、具体的な支援については市が責任を持って専門家への支援に繋げるシステムを構築してください。ケアラーの支援を学校に任せることのないよう、よろしくお願いいたします。	B	学校の役割は、本条例においても、ヤングケアラー等の発見、情報提供、適切な関係機関への案内等を中心としており、実際の世帯への支援は市及び関係機関が中心となって行う考えです。	第8条 (学校の役割)
30	学校の役割	素案は、ケアラー支援に関する市や関係機関の役割を詳細に規定していますが、根本にあるべき「ケアラー及び当事者の主体性」という視点が十分に反映されていないと考えます。 【修正案】 1 学校は、基本理念に基づき、ヤングケアラー及び若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）が置かれている状況並びにヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援の必要性について理解を深めるとともに、当該ヤングケアラーの意向を尊重し、本人と対話を重ねて教育上の課題や支援方針を協働で策定するなど、当事者参加に努め、市が実施するヤングケアラー及び若者ケアラーに対する支援に関する施策に協力するものとする。 2 学校は、その業務を通じて日常的にヤングケアラー又は若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）に関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラー等であると認められるときは、当該ヤングケアラー等の意向と状況を尊重しつつ、本人からの意見や要望に耳を傾け、教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を丁寧に確認し、支援の必要性を適切に把握するものとする。 3 学校は、支援を必要とする在籍するヤングケアラー等からの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるとともに、当該ヤングケアラー等に対し、その希望や意向を踏まえた上で、情報提供、適切な関係機関への案内又は取次ぎその他教育の機会確保を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。 4 学校は、在籍するヤングケアラー等が早期に必要な支援につながるできるよう、市及び関係機関と緊密に連携するとともに、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い、相互理解に基づく意識の醸成と支え合いの風土づくりに努めるものとする。	B	「ケアラーの主体性」については、「ヤングケアラー等の意向を尊重」の中に包含するものです。	第8条 (学校の役割)
31	学校の役割	(学校の役割)第8条 「基本理念に基づき、ヤングケアラー及び若者ケアラー…」 ⇒「ヤングケアラー及び若者ケアラー」が続く文章で読みにくく、分かりづらい。 「2」のところでようやく「以下ヤングケアラー等」になってるが、最初の文章で示せばいいのでは？	E	ヤングケアラー及び若者ケアラーの両方を指す内容と、ヤングケアラー又は若者ケアラーのいずれかを指す内容で文言を使い分けているところです。	第8条 (学校の役割)
32	学校の役割	(学校の役割)第8条3 「支援を必要とする…相談に応じるように努める…」 ⇒必要とする時点でアウトかと思う。その前段階から、本人の相談や意向を汲んで支援をすることが必要だと思う。行政側の判断だけで支援が必要と判断してはいけない。	B	「本人の相談や意向を汲んで支援」について、本条例では「ヤングケアラー等の意向を尊重」と表記しており、ケアラーの意向を踏まえた支援を行います。	第8条 (学校の役割) 第4条 (市の責務)
33	学校の役割	(学校の役割)第8条4 「支援につなげることができるよう…」 ⇒つなげる！	E	市の責務については、「実施するもの」「図るもの」と規定していますが、市以外の第三者に協力を求める支援にあっては、「努める」と表記しています。	第8条 (学校の役割)

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

34	学校の役割	「努める」という言葉が繰り返されているが、努めるという言葉が、前向きに行われていけばいいけれども、後ろ向きに、逃げの体制や言い訳になることのないように、なるべく、削除して頂きたい。また、第4項で、「早期に必要な支援につなげることができるよう、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るよう努めるものとする。」とありますが、「必要な支援につなげることができるよう(中略)努めるものとする。」と捉えると、なんとも心許なく感じられてしまう。 「早期に必要な支援につなげることができるよう環境整備を行い、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るものとする。」とした方が、文章もすっきりとして、明確ではないでしょうか。	E	33に記載したとおりです。	第8条 (学校の役割) 第2条(定義) (7)関係機関
35	関係機関の役割	素案は、ケアラー支援に関する市や関係機関の役割を詳細に規定していますが、根本にあるべき「ケアラー及び当事者の主体性」という視点が十分に反映されていないと考えます。 【修正案】 1 関係機関は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向と状況を尊重しつつ、当事者との対話に基づき、健康状態、その置かれている生活環境等を丁寧に確認し、支援の必要性を適切に把握するものとする。 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、関係機関相互間で緊密に連携するとともに、当事者からの声に耳を傾け、主体性と選択を尊重する視点に立ち、必要な支援が複合的かつ包括的に提供される支援体制を構築するよう努めるものとする。 【理由】 当事者が単なる受け手とされないよう、対話や協働を通じて支援方針が作られる手続きが義務化されることにより、当事者参加が具体化するため。このように改めることで、単なる「声を聞くだけの支援」から、当事者が等しく選び、参加し、共につくりあげる支援体制となりえます。そのことこそが、真にケアラーとその関係者の人権と尊厳に根ざした制度となると考えます。予算や手間の制約にかかわらず、条例に明文化することで初めて、それが今後の政策議論や予算獲得の根拠となることから、この視点は欠かせません。	B	「ケアラーの主体性」については、「ケアラーの意向を尊重」の中に包含するものです。	第9条 (関係機関の役割) 第4条 (市の責務)
36	関係機関の役割	第3項で、「関係機関相互間の緊密な連携の下、必要な支援が複合的に行われる支援体制を構築するよう」とありますが、この関係機関の役割については、市の体制の整備ももちろん合わせてお願いしたいと考えます。関係機関相互間での連携が、宙に浮かないよう、「市も含め、必要な支援が複合的に行われる支援体制を構築するよう」など、明記もお願いできればわかりやすくありがたいです。	E	21に記載したとおりです。	第9条 (関係機関の役割)
37	早期発見	(早期発見)第10条 「ヤングケアラー等を発見しやす…」 ⇒なぜヤングだけ？ここは「ケアラー」なんじゃないのか？	E	ケアラーの中でも、特にヤングケアラーは、自ら支援を求めることが困難な場合が多く、表面化しにくいこと、また本人がヤングケアラーであると自覚していない場合もあることから、ヤングケアラー等としたものです。	第10条 (早期発見)
38	早期発見	ここで、ヤングケアラーとなっていますが、限定する意味はあるでしょうか。特にヤングケアラーに対する早期発見はその性質上、言及されるのは、とても素晴らしいことだと思いますが、他のケアラーへの早期発見は不要でしょうか。ヤングケアラーの性質上この第10条が作成されていることはとてもありがたいことと思いますが、ヤングケアラーに限定せず、お願いしたいと考えます。	E	37に記載したとおりです。	第10条 (早期発見)

(仮称)浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)に対する意見と市の考え

A:意見を受けて加筆・修正したもの
B:案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C:案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D:案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E:案に関連する質問などその他のもの

39	早期発見	第10条:ケアラー、特にヤングケアラーは存在を見つけにくい「早期発見」がキーになると思います。そういう意味から、「早期発見」のワードを、この条例の上位概念が記載されているもっと若い番号の条項から記載するべきだと思います。 何故ヤングケアラーに限定しているのでしょうか？もちろんヤングケアラーは存在を見つけにくいですが、ケアラーも存在を見つけにくいのが実態だと思います。それに合わせて、「市、学校及び関係機関」に「事業者」も加えた方が良いのではないのでしょうか？	E	37 に記載したとおりです。 なお、本条例では、日常的にケアラーに関わる可能性がある福祉、介護、医療等又は教育に関連する業務を行う事業者は、関係機関に含まれています。	第 10 条 (早期発見)
40	基本的な方針	ここでは、シンプルに、広く対応していくことを踏まえての文言となっているかとは思いますが、浦安市は、高齢者の介護、子育てやヤングケアラーの問題、それから、障がい者への支援などを一つにまとめた機関がないですが、他の条項にも言えることではありますが、「総合的な推進」となると、どこまでしてくれるのか、具体的なものへの不安があります。「計画的、総合的な推進」として頂くことはできませんでしょうか。広い捉え方で、「総合的な推進」の中に、いろいろ含まれているのだと推測しますが、「計画」なしに、どのように進めていくのか、など、不安がよぎってしまいます。協議会の設置など、計画があつての、総合的な推進、などと、具体的なものが想像できるとありがたいです。この第 11 条だけでも、基本的な方針として、「計画的、総合的な」として頂くことは可能でしょうか？	B	2に記載したとおりです。	第 11 条 (基本的な方針)
41	基本的な方針	第11条:ケアラーがケアをしている人の特性は、従来のように例えば”介護”などとは違ってといっても幅広いと思います。「基本的な方針を定める」とありますがそのプロセスがとても気になります。そのプロセスの内容を一言でも良いので記載した方が良いのではないのでしょうか？	E	第 11 条は、施策の総合的な推進や本条例で定める様々な主体との連携にむけた体制整備を図るため、「基本的な方針」を定めることを「市の責務」としたものです。	第 11 条 (基本的な方針)
42	人材の育成	(人材の育成)第 13 条 「人材の育成に努めるものとする」 ⇒確保もお願いしたい。	B	本条例では、新たに確保する人材も含め、市、学校及び関係機関に従事するすべての職員がケアラー支援の視点をもって業務を遂行できる人材となるよう育成に努めていきたいと考えています。	第 13 条 (人材の育成)
43	人材の育成	「人材の育成」に加え、出来ましたら、「人材の確保」という文言も、埼玉県上尾市(あげおし)の条例に倣って、追加して頂きたいお願い致します。	B	42 に記載したとおりです。	第 13 条 (人材の育成)
44	議会の責務	原文に対応することではありませんが、秋田県の条例の中に、「議会の責務」があります。浦安市に於いても、この条例について、議員にも理解はしてほしいと思いますので、その条項を追加頂きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。	E	本条例の審議、また条例に基づくケアラー支援の事業予算の審議の場などを通して、議員の皆様にもケアラー支援について理解を深めていただけるよう丁寧に説明していきます。	
45	その他要望	●公的サービスの土日・時間外対応 いろいろなサービス機関(高齢者福祉課や地域包括センター、年金センター、法務局、税務署、金融機関)に相談しようにも、ことごとく平日の昼間でないとご相談が受け付けられない状態です。(※介護者は年中無休・24時間体制で介護にさらされます) 職場の有給休暇やフレックス勤務、在宅勤務などを限界まで使って対応しましたが、それではケアラー自身の心身の健康を保つための休暇は全く取れない状態となります。例えば月1ー2日でもよいので、通常勤務者向けに日曜日の予約枠を設けていただくとかオンライン相談などもご検討いただけないでしょうか。 ●浦安市内で対応できない医療サービス・行政サービスに関する市外施設との連携 浦安市は人口が少ないせいなのか、医療サービスや公的サービスにおいて、浦安市内のサービスだけでは解決できない壁が予想以上にあると感じました。	E	いただいたご意見を含め、ケアラー支援を推進する中で把握した地域課題について整理し、ケアラーを支援するための包括的な体制の構築を目指してまいります。	